

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
152	4 相続債務との関係	相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(902条の2本文)[平5-20-5]。同条では、	相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(最判平21.3.24)[平5-20-5]。もっとも、902条の2では、	23/2
152	図表69下段	<Xが指定された相続分に応じた債務の承継をした場合>	<Xが指定された相続分に応じた債務の承継を承認した場合>	23/2
94	本文(2)(d)	(d) 親権者が第三者の債務の担保とするために、子の不動産に抵当権を設定した場合(最判昭35.7.15)[令3-21-イ]	左記を、95ページの「2 利益相反行為にあたらぬもの」へ移動	22/4